

国民健康保険税

賦課限度額の改正と
税の軽減について

申請・問合せ
住民課町税グループ
☎76・2130

国保税賦課限度額 の改正

国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガなどの医療費に充てる税金です。
平成26年度は後期高齢者支援金分と介護納付金分の限度額をそれぞれ2万円引き上げます。

◆平成26年度国保税率表

	賦課基準	医療分	支援金分	介護分
所得割①	前年の総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額	7.8%	1.6%	1.4%
資産割②	平成26年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	40.0%	7.0%	8.0%
均等割③	加入者1人につき	30,000円	7,000円	8,000円
平等割④	加入1世帯につき	30,000円	5,000円	6,000円
賦課限度額	①～④の合計額の限度額	510,000円	改正前 140,000円 改正後 160,000円	改正前 120,000円 改正後 140,000円

国保税の軽減

所得に応じた国保税の軽減基準が平成26年度分から拡大されます。5割軽減と2割軽減の基準額が拡大することにより、軽減を受けやすくなります。
なお、7割軽減の基準は変更ありません。

◆所得に応じた軽減基準

	改正前	改正後
5割軽減	33万円 + {24.5万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数) - 世帯主} 以下	33万円 + {24.5万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)} 以下
2割軽減	33万円 + {35万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)} 以下	33万円 + {45万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)} 以下

※「旧国保被保険者数」とは、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行された方です。

◆所得に応じた軽減の例

3人家族の場合（50歳夫婦＋子1人）			4人家族の場合（50歳夫婦＋子2人）		
給与年収150万円（所得85万円） 資産割基礎額5万円			給与年収280万円（所得178万円） 資産割基礎額5万円		
保険税額			保険税額		
改正前	217,900円（2割軽減該当）		改正前	389,100円（軽減なし）	
改正後	167,500円（5割軽減該当）		改正後	348,100円（2割軽減該当）	
増減額	△50,400円		増減額	△41,000円	
単身家族の場合（67歳）			2人家族の場合（63歳夫婦）		
年金年収177万円（所得57万円） 資産割基礎額5万円			年金年収190万円（所得105万円） 資産割基礎額5万円		
保険税額			保険税額		
改正前	103,600円（2割軽減該当）		改正前	236,100円（軽減なし）	
改正後	82,000円（5割軽減該当）		改正後	209,900円（2割軽減該当）	
増減額	△21,600円		増減額	△26,200円	

退職による軽減

倒産や解雇、雇止めなどにより退職された方は、国保税が一定の期間、軽減されます。

対象者

次の①～③の全てに該当する方の
① 離職日が平成25年3月31日以降の方
② 離職日に65歳未満の方
③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかの方

※季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。
軽減内容
国保税の算定で、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

適用期間

軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。

申請に必要なもの

- ① 雇用保険受給資格者証
- ② 印鑑

国民健康保険資格

高齢受給者証と
限度額認定証について

申請・問合せ
住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付している高齢受給者証は、7月31日(木)で有効期限が満了します。

新しい受給者証を郵送（簡易書留）しますので、8月1日(金)からお使いください。現在お持ちの受給者証は、有効期限を過ぎましたら破棄してください。

限度額適用認定証 の申請

国民健康保険に加入している方が入院する場合は、医療機関での自己負担限度額（左表）が分かる「限度額適用認定証」を交付しますので申請してください。この認定証を医療機関の窓口に表示すると、支払いが限度額までとなります。

なお、現在お持ちの認定証は、7月31日(木)で有効期限が満了しますので、8月以降も入院される場合は申請が必要になります。
※70歳以上で住民税課税世帯の方は、申請の必要はありません。
① 保険証
② 印鑑

◆自己負担限度額表

住民税	所得区分	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目から
課税	上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
	一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
非課税	非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満

住民税	所得区分	自己負担限度額	
		外来	外来＋入院
課税	現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目からは44,400円
	一般	12,000円	44,400円
非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円